

つちはし事務所通信

9

September 2023



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2023年9月1日

重要改正
確定

令和5年度の地域別最低賃金の改定状況

令和5年度の地域別最低賃金が以下の通り改定されます。
発効予定年月日とともに、地域別最低賃金の額をご確認ください。

給与明細

| 項目 | 金額 |
|-----|------|
| 基本給 | 1000 |
| 残業代 | 1000 |
| 手当 | 1000 |
| 合計 | 3000 |

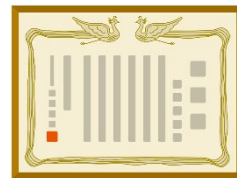
| 都道府県名 | 最低賃金時間額 | | 引上額 | 発効予定月日 (2023年) | 都道府県名 | 最低賃金時間額 | | 引上額 | 発効予定月日 (2023年) |
|-------|---------|------|-----|-------------------|-----------|------------|------------|-----------|-------------------|
| | 改定前 | 改定後 | | | | 改定前 | 改定後 | | |
| 北海道 | 920 | 960 | 40 | 10/1 | 滋賀 | 927 | 967 | 40 | 10/1 |
| 青森 | 853 | 898 | 45 | 10/7 | 京都 | 968 | 1008 | 40 | 10/6 |
| 岩手 | 854 | 893 | 39 | 10/4 | 大阪 | 1023 | 1064 | 41 | 10/1 |
| 宮城 | 883 | 923 | 40 | 10/1 | 兵庫 | 960 | 1001 | 41 | 10/1 |
| 秋田 | 853 | 897 | 44 | 10/1 | 奈良 | 896 | 936 | 40 | 10/1 |
| 山形 | 854 | 900 | 46 | 10/14 | 和歌山 | 889 | 929 | 40 | 10/1 |
| 福島 | 858 | 900 | 42 | 10/1 | 鳥取 | 854 | 900 | 46 | 10/5 |
| 茨城 | 911 | 953 | 42 | 10/1 | 島根 | 857 | 904 | 47 | 10/6 |
| 栃木 | 913 | 954 | 41 | 10/1 | 岡山 | 892 | 932 | 40 | 10/1 |
| 群馬 | 895 | 935 | 40 | 10/5 | 広島 | 930 | 970 | 40 | 10/1 |
| 埼玉 | 987 | 1028 | 41 | 10/1 | 山口 | 888 | 928 | 40 | 10/1 |
| 千葉 | 984 | 1026 | 42 | 10/1 | 徳島 | 855 | 896 | 41 | 10/1 |
| 東京 | 1072 | 1113 | 41 | 10/1 | 香川 | 878 | 918 | 40 | 10/1 |
| 神奈川 | 1071 | 1112 | 41 | 10/1 | 愛媛 | 853 | 897 | 44 | 10/6 |
| 新潟 | 890 | 931 | 41 | 10/1 | 高知 | 853 | 897 | 44 | 10/8 |
| 富山 | 908 | 948 | 40 | 10/1 | 福岡 | 900 | 941 | 41 | 10/6 |
| 石川 | 891 | 933 | 42 | 10/4 | 佐賀 | 853 | 900 | 47 | 10/14 |
| 福井 | 888 | 931 | 43 | 10/1 | 長崎 | 853 | 898 | 45 | 10/13 |
| 山梨 | 898 | 938 | 40 | 10/1 | 熊本 | 853 | 898 | 45 | 10/8 |
| 長野 | 908 | 948 | 40 | 10/1 | 大分 | 854 | 899 | 45 | 10/6 |
| 岐阜 | 910 | 950 | 40 | 10/1 | 宮崎 | 853 | 897 | 44 | 10/6 |
| 静岡 | 944 | 984 | 40 | 10/1 | 鹿児島 | 853 | 897 | 44 | 10/6 |
| 愛知 | 986 | 1027 | 41 | 10/1 | 沖縄 | 853 | 896 | 43 | 10/8 |
| 三重 | 933 | 973 | 40 | 10/1 | | | | | |

★時給以外の日給月給の方も週40時間労働の事業所であれば、皆勤手当や通勤手当、家族手当、残業代等を除き、**約155,000円以上**支払う必要があります。お早めに対象者を把握し、契約内容の変更をお願いします。分かりにくい点などございましたら、つちはし事務所までお問い合わせください。

最低賃金
〇〇〇円



標準報酬月額に関する事例集 永年勤続表彰金に関する事例を追加(厚労省)



「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」の一部が改正され、当該事例集に、永年勤続表彰金に関する事例が追加されました。社会保険(健康保険・厚生年金保険)やその他法令における取扱いを確認しておきましょう。

……………(健康保険・厚生年金保険の)報酬・賞与の範囲/永年勤続表彰金は含まれるか?……………

<当該事例集・報酬・賞与の範囲について・問3>

問 事業主が長期勤続者に対して支給する金銭、金券又は記念品等(以下「永年勤続表彰金」という)は、「報酬等」に含まれるか?

答 永年勤続表彰金については、企業により様々な形態で支給されるため、その取扱いについては、名称等で判断するのではなく、その内容に基づき判断を行う必要があるが、少なくとも以下の要件(次ページ冒頭に記載)を全て満たすような支給形態であれば、恩恵的に支給されるものとして、原則として「報酬等」に該当しない。ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもって、直ちに「報酬等」と判断するのではなく、事業所に対し、当該永年勤続表彰金の性質について十分確認した上で、総合的に判断すること。

≪永年勤続表彰金における判断要件(すべて満たす場合は「報酬等」に該当しない)≫

① 表彰の目的

企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。

② 表彰の基準

勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。

③ 支給の形態

社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

≪その他法令での取り扱い≫

① **労働保険では**、賃金、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対償として会社が従業員に支払うすべてのものを賃金として扱います。賃金とするもの、賃金としないものは具体的に列挙されており、「勤続褒賞金」は、労働協約・就業規則等の定めがあるか否かを問わず、賃金としないとされています。永年勤続表彰金とは名称が異なりますが、勤続褒賞金と同義と考えられますので、賃金として扱わなくてもよいでしょう。

② **所得税では**、創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人の表彰に当たって支給する記念品などは、次に掲げる要件(※)をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。なお、記念品の支給や旅行や観劇への招待費用の負担に代えて現金、商品券などを支給する場合には、その全額(商品券の場合は券面額)が給与として課税されます。※要件の記載は省略しています。(国税庁ホームページにて示されています)



★「長期勤続者に対して支給する金銭、金券又は記念品等」については、支給目的は同じであってもそれぞれ定められていますので、適切な運用がされているか振り返ってみるとよいでしょう。必要であれば、気軽にお声掛けください。

あとがき◆つちはし事務所より

- ★ 最低賃金が、今年はなんと41円上がります。昨年の31円の引き上げを上回る引き上げで、この3年で約100円最低賃金が上がったこととなります。時給が100円上がるということは、週40時間働く正社員の場合、月の平均労働時間が約173時間ですので、100円×173時間=17,300円 つまり3年間で約17,000円以上の賃上げをしていないと、最低賃金の上昇に追いつかないという計算になります。時給の人だけでなく月給者についても、最低賃金以上となっているかどうか、今一度ご確認をお願いいたします。
- ★ 9月は算定基礎届による社会保険料の改定が行われる月ですので、保険料を当月控除している事業所様は9月分給与から、翌月控除の事業所様は10月分給与から新しい保険料に変更となります。顧問先様につきましては新しい保険料のお知らせをお送りいたしますので、給与計算の際は保険料の改定を忘れないようお願いいたします。
- ★ 顧問先様には、近々つちはし事務所より「社会保険ガイド2023」と、「会社を元気にする助成金・給付金」という小冊子他をお送りいたします。助成金をご利用されたい事業所様は同封する「らくらく助成金診断」に記入してファックスでお送りください。診断をして結果をお送りいたします。

